

警察庁丁交企発第17号

令和6年1月9日

公益社団法人全国運転代行協会

会長 板橋 勇二 殿

警察庁交通局交通企画課長

国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針等の改正について（周知）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）が令和6年4月1日から施行され、事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されることになりました。

これに伴い、国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示（令和5年国家公安委員会告示第51号。以下「改正対応指針」という。）が令和5年12月15日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

貴団体におかれましては、障害のある方への差別を解消するための取組を推進するため、改正法及び改正対応指針の内容について、傘下団体、会員企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。